

大阪地裁「地位保全申立」期間中のメモ

西暦年	月	日	曜日	記録
2012	12	14	金	●大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1階 法律相談予約 06-6364-1248 ★ 予約番号255。12月14日13時40分、14時予約30分の無料相談で感じたことは、このようなアカハラを受けても、法律は擁護してくれないし、弁護士も組織を支援するのみで個人を向いていないと強く感じた次第である。
		19	水	●15時～16時 法律事務所訪問、アカハラの相談に行く。 彼は、裁判すると時間がかかるので今回は仮処分に対応すべきという情報が価値があった。 彼の主張は、組織の自治の範囲までは司法は及ばないが、しかし、処遇が明らかに異常である場合は可能性があるという話の2点であった。
		22	土	●午前中は、弁護士情報をネットで検索、数名にメールする。 後は、自分で裁判することしか道はない。月曜日の講義をまずは準備をしてから、「一人裁判」の情報収集をしようと決意する。
		26	水	●15時～16時30分： 関川弁護士に相談、裁判を引き受けてくださるアカハラとの判断で時間の要素も考えて、対応して下さることに決定。 やっと強力な助っ人がみつかったとホッとする。 相手は大学で、儀法律事務所になるとは話するが、恐れることなく戦ってくださるようである。
2013	1	18	金	●10時20分～11時40分 関川弁護士と打ち合せ、来週末仮処分申請へと努力中とのこと
2013	2	25	月	●9時40分頃、12時20分頃：関川弁護士と電話で仮処分申立にあたっての懸念事項を打ち合せする。 関川弁護士に確認したことは、 ★ 裁判所への提出は何時か？ (2月25日 提出) ★ 今後の見通しは何時か？ (裁判官の判断による) ★ 訴訟の相手は？ (理事長になる。北村Gは隠れてしまう。刑事裁判なら別だが) ★ 井形学部長の任用拒否理由は申立書段階では適示しない ⇨ 提出した申立書の範囲での争いになるため、不適切さを示しておく必要はないか？ (先に示すと、辞めさせたい別の理由を示してくるケースがある) ⇨ 音声情報は提出されるのでしょうか？ (後からでも出せるし、裁判官が先に全て出せという場合もあるので経緯をみるべし)
2013	3	7	木	●17時46分、関川弁護士から、3月13日16時～審尋が行われる、とのメールがくる。

2013	3	13	水	<p>●15時関川弁護士に会い、裁判所に行く。わずか15分が20分で終わるが全く質問もなく、訴えを聞いてもらっていない印象を受ける。</p> <p>※ 今日、裁判官がどう判断するか、何が問題とされるのかを聞き、悪い印象をもたれないように発言しないこと、質問があればお答えすること、とのアドバイスを受け、5分が10分ということもあり、少し長くかかることもある、と関川弁護士からお聞きしていたので、どのように進められるのかをみとる立場で臨むことにした。</p> <p>※ 最初から、裁判官はこの問題を重要視されていない感じで、既に結論ありきで進めている感じで疑問のある進め方である。特任教員任用の慣行の存在という主張に対しては、仮処分の申立にあたらぬケースと発言され、労使慣行があるかということに結び付けて損害賠償(?)での解決のほうがよいのではといった発言(裁判官と儀法律事務所)があった。</p> <p>※ 関川弁護士からは人事権の濫用にも当るのではないかと事例をあげて説明されるが裁判官は聞く耳をもたずといった振る舞いであった。</p> <p>※ 大学側の弁護士は高圧的な態度で提出した書類の引き下げを要望されるなど、価値観の隔たりを感じる。最後のほうで、次回日程の調整の際、後任の教員のために早く研究室を引き渡すようにと発言される。</p> <p>※ 様子をうかがっていたが、次回で結論を導こうという雰囲気、裁判官も大学側もその方向で押し通す、つまり、訴えている本人は何の発言もさせてもらうことなく、結果が出されるという印象で、裁判に臨んだ目的が全く果たせない。どう対処すべきか、関川弁護士と帰り道にこれらの様子を意見交換する。</p>
		15	金	<p>●13時48分、関川弁護士に依頼メールする</p> <p>※ 趣旨はこれは裁判ではない、なんとかしなければ、という内容である。疑ってはいけないこと、即ち、「大学と裁判官とが事前に話しているのではないか」という印象すら受ける。</p>
		22	金	<p>●14時～15時： 関川弁護士と打合せ、労使慣行を説明する陳述書の依頼をしようということになる。</p> <p>●16時～19時： 帰り、大学で特任の給与規程など情報収集する。</p>
		23	土	●「 労使慣行 」の協力者を求めて電話するが、結論、協力は断られる。
		27	水	●15時に関川弁護士と会い、 16時に裁判所へ：仮処分はこのまま消滅する感じで、訴訟にもっていくこととなる
2013	4	4	木	<p>●仮処分の取り扱いがどうなるのかを関川弁護士にメールで確認する。</p> <p>※ 仮処分の取り扱いについて、裁判の記録には残らない・・・といった言葉が記憶にあり、どのような結論にしろ、裁判をしたという記録に残る形にもっていただきたい。</p> <p>※ 29日16時24分、関川弁護士のメール 仮処分申立を取り下げた場合の扱いですが、法律上は申立がなかったこととなりますが、裁判をしたという記録は残ります。申立書を始めとする書類も裁判所に一定期間保管をされます。ですので、事実として何もなかったことにはなりません。</p> <p>※大学のネットで専任教員の給与体系をみようと思ってアクセスすると拒否される。</p> <p>大学に電話すると、交換の女性の声が白々しく冷たい感じで、計算センターにつないでもらい、理由を聞くと、総務の指示だという。4月中旬までは接続できるようにしてと言ってくれていたが、北村総務担当理事の対応と思われる。</p>